

地域型保育事業の種類

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に基づく、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

| 事業 | 概要 | | 利用定員 |
|------------|---|------------------------|-------------------------------------|
| ①家庭的保育事業 | 家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業 家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う | | 5人以下 |
| ②小規模保育事業 | 定員6人～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する事業 職員の配置基準等に応じて、以下の3類型にて実施 | | |
| | A型 | 保育所分園に近い類型 | 6人以上19人以下 |
| | B型 | AとCの中間的な類型 | 6人以上19人以下 |
| | C型 | 家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型 | 6人以上10人以下 (5年間は6人から15人とする経過措置あり) |
| ③事業所内保育事業 | 企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業であり、地域において保育を必要とする子にも保育を提供する ※利用定員に応じ、国の定める基準（省令）と同様に地域枠を設ける | | 19人以下 |
| | | | 20人以上 |
| ④居宅訪問型保育事業 | 保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業 以下の場合において保育を提供する (1)障がい、疾病により、集団保育が著しく困難である場合 (2)利用定員変更に伴う受け入れ先の確保が必要な場合 (3)やむを得ない事由により施設型給付等の保育が受けられない場合 (4)母子家庭等の保護者が夜間勤務するなど、市町村が保育が必要であると認めた場合 (5)居宅訪問型保育以外の地域型保育事業の確保が困難であると市町村が認めた場合 | | 1人 |